

【労務】賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和6年）が公表されました

厚生労働省より、令和6年に賃金不払が疑われる事業場に対してが実施した監督指導（立入調査）の結果が取りまとめられ、公表されました。今回は監督指導結果のポイントと、是正事例を一部抜粋して以下にご紹介いたします。

■監督指導結果のポイント

1 令和6年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額（※1,2）

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) 件数 | 22,354 件（前年比 1,005 件増） |
| (2) 対象労働者数 | 185,197 人（同 3,294 人増） |
| (3) 金額 | 172 億 1,113 万円（同 70 億 1,760 万円増） |

2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和6年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況（※3）

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 件数 | 21,495 件（96.2%） |
| (2) 対象労働者数 | 181,177 人（97.8%） |
| (3) 金額 | 162 億 732 万円（94.2%） |

※1 令和6年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。

※2 倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。

※3 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。



■監督指導による是正事例（業種：社会福祉施設）

○事案の概要

1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働が疑われる事業場に対し、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、以下の実態が認められた。

- (1) 割増賃金の基礎として算入すべき賃金（職能手当等）を除外して割増賃金が計算されていた。
- (2) 1 週間について 40 時間を超える時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかった。
- (3) タイムカードで出退勤時刻を把握する一方、時間外労働に対する割増賃金（残業代）は労働者の自己申告制に基づいて支払われていた。タイムカードの記録と比べて自己申告された時間外労働時間が大幅（最大 2 時間）に少ない労働者が複数認められた。

○労働基準監督署の指導

・割増賃金の適正な支払について是正勧告

- (1) 割増賃金の基礎として算入しなければならない賃金を全て足し上げた上で、割増賃金を再計算し、実際の支払額との差額を支払うこと。
- (2) 1 週間について 40 時間を超える時間外労働に対する割増賃金を再計算した上で、実際の支払額との差額を支払うこと。

・過去の時間外労働の実態調査等について指導

- (3) 過去に遡って各労働者から事実関係の聞き取りを行うなどの実態調査を実施し、実際の支払額との差額の割増賃金の支払が必要となる場合には、追加で支払うこと。また、労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討、実施すること。

○事業場の対応

- ・過去に遡って正しい単価で割増賃金を再計算し、不足が生じていた労働者に対し、追加で差額の割増賃金を支払った。
- ・タイムカードの記録と自己申告された時間外労働時間に違いがあったものについて、過去に遡って実態調査を実施したところ、割増賃金の不払が認められたため、追加で差額の割増賃金を支払うとともに、今後、違いがあった場合には、管理者が日々その理由を確認することとした。